

うるま市オープンデータ利用規約

うるま市オープンデータ利用規約（以下、「本規約」という。）は、うるま市公式ホームページ（以下、「本サイト」という。）でオープンデータとして公開している情報（以下、「コンテンツ」という。）の利用に際しての規約です。

サービスのご利用の際には本規約に従っていただくようお願いします。

1 利用に当たって

利用者は、コンテンツの利用をもって、本規約の内容を承諾したものとみなします。

2 出典の記載について

本サイトで公開しているコンテンツの著作権は、特に記載があるものを除いて、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際に規定される著作権利用許諾条件のもとにライセンスされています。

コンテンツを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は、以下のとおりです。

なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際」の文字部分にハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能です。

(1) コンテンツを改変せずにそのまま複製して利用するときは、以下のクレジットを記載してください。

＜出典記載例＞

うるま市〇〇一覧、うるま市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際
(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>)

(2) コンテンツを編集、加工等して利用する場合は、上記出典とは別に編集、加工等を行ったことを記載してください。なお、編集、加工等した情報を、あたかも本市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

＜出典記載例＞

この作品（アプリ）は以下の著作物を改変して利用しています。

うるま市〇〇一覧、うるま市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際
(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>)

3 第三者の権利について

(1) 本サイトで提供しているコンテンツの中には、第三者（当市以外の者をいいます。

以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有

しているコンテンツや第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

なお、コンテンツの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行っていませんので、利用する場合は利用者の責任において確認してください。

- (2) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

4 本規約が適用されないコンテンツについて

以下のコンテンツについては、本規約の適用外です。利用に当たっては、当該組織や事業の責任者に利用条件を確認してください。

- (1) 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン
- (2) 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の規約の適用を明示しているコンテンツ

5 免責事項について

- (1) 利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集、加工等した情報を利用することを含みます。）について、当市は何ら責任を負うものではありません。
- (2) コンテンツは、あくまでも掲載時点における情報であり、事前に予告することなく、変更、移転、削除等が行われることがあります。なお、当サイトのアドレスは、トップページを含めて事前に予告することなく変更する場合があります。当サイト上の掲載情報の改変・削除や当サイトのアドレス変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合その他一切の影響や利用者の皆様に発生する損害について、当市はその責任を負いません。
- (3) 当サイトに掲載するコンテンツに関して、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証を行うものではありません。

6 本市への弁償について

利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関連して本市に費用が発生（賠償金の支払いを含む）した場合には、利用者は当該費用を弁償するものとします。

7 利用規約違反の発見について

本規約に違反するような行為等を発見された場合には、うるま市役所企画部 DX 推進課までご連絡ください。

8 準拠法と合意管轄について

- (1) 本規約は、日本国法に基づいて解釈、適用されるものとします。
- (2) 本規約によるコンテンツの利用及び本規約に関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は規約を公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。